

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 5

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

52.5 発行



も く じ

I	漁場油濁被害救済制度の確立について	2
II	51年度事業報告概要	7
III	中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	14
IV	地方漁場油濁被害等認定審査会の設置	16
V	51年度漁場油濁被害発生状況一覧表	20

I 漁場油濁被害救済制度の確立について

1. 経緯

原因者が判明しない漁場油濁が多発し、被害漁業者はその損害のてん補を受けられないため、救済措置を講じることが緊急の課題となっており、このため昭和50年度から国の補助等のほか産業界の協力により、(財)漁場油濁被害救済基金による暫定的な救済措置が行われてきた。過去2年間暫定措置後の制度のあり方について関係機関において種々調査検討が行われてきたが、今般、52年度からは下記方式により、原因者が判明しない油濁による被害漁業者に対する救済金の支給、防除費の支弁等を行う漁場油濁被害救済についての制度が確立された(別記1「原因者不明の漁場油濁被害救済対策について」参照)。

2. 救済措置等

(財)漁場油濁被害救済基金は、原因者が判明しない油濁について、次の救済措置等を実施する。

項 目	事業費	負 担 区 分			暫
		国	都道府県	事業者	国
	千円	千円	千円	千円	千円
1.救済金の支給に要する費用	206,000	—	—	206,000	—
2.防除費の支弁に要する費用	90,000	26,250	26,250	37,500	(1/2) 7,500
3.制 度 の 運 営 費	84,513	84,513	—	—	(10/10) 17,181
計	380,513	110,763	26,250	243,500	24,681

(注)① 昭和52年6月までの間は、従前の暫定的な救済措置の延長に

② 新制度の負担区分のうち、事業者間の負担割合は次のとおり。

船 舶 : 58,375

漁 船 : 4,125

陸上施設 : 37,500

- (1) 油濁の防除，清掃に要する費用（以下「防除費」という。）の支弁
 (2) 養殖のり等の生産物被害
 (3) 漁船，漁具等の施設汚損
 (4) 漁業操業の不能等による収入減少
- } に対する救済金の支給

3. 費用負担

- (1) 救済措置等に要する費用は，次により公費及び事業者負担とする。

防除費 公費 1/2 事業者負担 1/2

救済金 事業者負担

制度の運営費 公費（国費）

- (2) 船舶，石油を使用する陸上施設に係る事業者等に事業者負担分につき，漁場油濁被害救済基金に対し，拠出金の拠出を行わしめるものとし，そのための指導監督等の体制を整備するものとする。

4. 52年度における対策に要する費用の見込みは，次のとおりである。

定 対 策（52. 4月～6月）			新 制 度（52.7月～53.3月）			
都道府県	事業者	計	国	都道府県	事業者	計
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
—	—	—	—	—	(10/10) 206,000	206,000
(1/2) 7,500	—	15,000	(1/4) 18,750	(1/4) 18,750	(1/2) 37,500	75,000
—	—	17,181	(10/10) 67,332	—	—	67,332
7,500	—	32,181	86,082	18,750	243,500	348,332

より対処する。

〔別記 1〕

原因者不明の漁場油濁被害救済対策について

(5 2.3.7 農林省, 通商産業省, 運輸省 3 省事務次官了解事項)

1. 原因者が判明しない油濁による被害漁業者に対する救済対策は, 財団法人漁場油濁被害救済基金(以下「基金」という。)が引き続き行うものとする。
 - 2.(1) 基金は, 原因者が判明しない漁場油濁について, 従来に引き続き, 次の救済措置を講ずるものとする。
 - ア. 漁場油濁の防除, 清掃に要する費用(以下「防除費」という。)の支弁
 - イ. 養殖のり等の生産物被害, 漁船, 漁具等の施設汚損及び漁業操業の不能等による収入減少に対する救済金の支給
 - (2) なお, これら費用又は被害額について適正な認定が行われるよう, 基金に設置する中央漁場油濁被害等認定審査会は, 基金に対し拠出を行う 4 の(1)の事業者等の意向も十分反映し得る構成とする。
 - 3.(1) 救済対策の実施に要する費用については, 次により公費及び事業者負担とする。
 - ア. 防除費の支弁に要する費用 事業者負担 $\frac{1}{2}$, 公費 $\frac{1}{2}$
(国 $\frac{1}{4}$, 県 $\frac{1}{4}$)
 - イ. 救済金の支給に要する費用 事業者負担
 - ウ. 制度の運営費 公 費 (国)
 - (2) 防除費の支弁及び救済金の支給に要する費用の額の見積りについては, 過去の油濁被害実績, 基金の救済実績等を基礎として基金の事業計画等において定めるものとする。
 - (3) 防除費の支弁及び救済金の支給に要する費用の過不足調整に関しては, 別途 3 省協議して, 定めるものとする。
 - (4) 事業者負担分についての農林省, 通商産業省及び運輸省所管事業者間の負担割合は, 4.125 対 3.7500 対 5.8375 とする。
4. 事業者の拠出については, 次によるものとする。
 - (1) 主務大臣は, 昭和 51 年度末までに, それぞれ, その所管する事業者団体等

を、基金に対し拠出を行う協力団体として指定するとともに、基金に協力団体の名称等を通知するものとする。

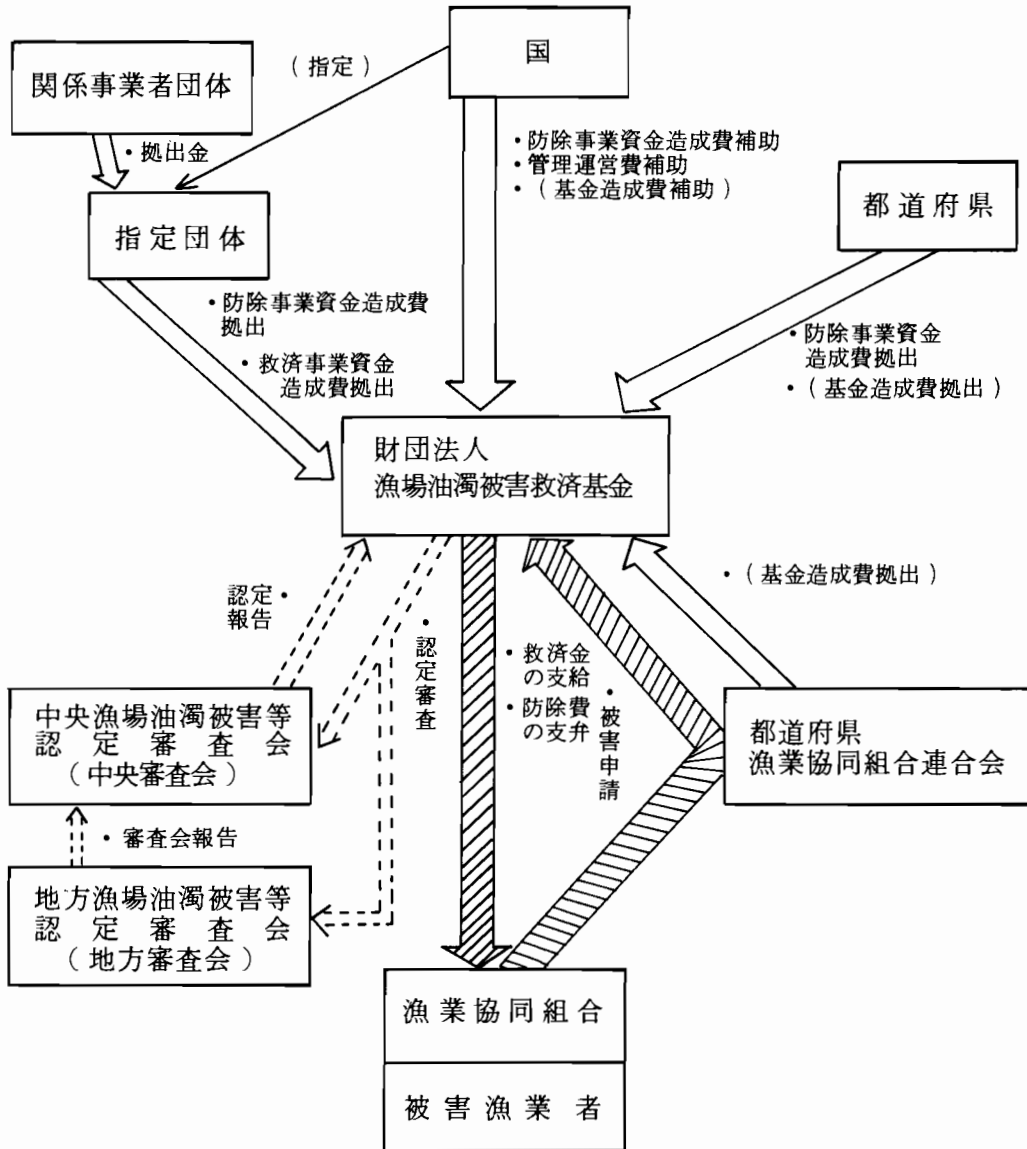
(2) 基金は、毎事業年度、事業計画等を作成し、主務大臣の承認を受けるものとする。

(3) 主務大臣は、事業計画等に従って対策に必要な財源が確保されるよう、それぞれ、その所管する協力団体に対し、基金に対する拠出の額、時期等を提示し、かつ、拠出が計画的かつ確実に行われるよう所要の指導監督を行うものとする。

5. 主務大臣は、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とする。

6. 当分の間、以上の方針に従い、制度を運営することとするが、原因者不明の油濁被害対策が、本来、関係者による関係法令の遵守の徹底、原因者の究明及び原因行為の取締を通じて行うべきものであることにもかんがみ、今後とも本制度の実施状況に応じ、検討を加え、改善を図るものとする。

漁場油濁被害救済制度のしくみ<昭和52年7月以降>



Ⅱ 51年度事業報告概要

当基金発足後2年目を迎えた昭和51年度，原因者不明の漁場油濁被害件数は，67件を数えた。昨年度の件数25件に比し2.7倍の増となったが，これの大きな要因としては，当基金の行う漁場油濁による被害救済の制度が全国的に普及浸透してきたためと思われる。夏季のオイルボール，冬季ののり養殖業の油濁とおおむね昨年度同様の油濁被害のパターンとなったが，オイルボールについては南西諸島での続発，漁業被害についてはかつお曳縄漁業等沖合での発生が特徴的であった。

これらの被害額の認定のため，常置の中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）が開かれ，慎重審議のうえ適正妥当な被害額の認定が行われた。大きな被害をうけた地区においては臨時に地方漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）が設置され，基礎資料の調査収集検討が行われたうえ中央審査会へ報告された。中央審査会からの認定報告をうけた基金は被害漁業者に対し仮払金を交付し，防除清掃事業については年度末精算金を交付，漁業被害については年度末に事故が発生した関係もあり，支払備金により昭和52年5月精算を行った。

本年度は当基金の行う暫定措置としての漁場油濁被害救済制度の第2年目に当り，法律による制度の継続の問題が自民党水産部会に設置の油濁小委員会において鋭意検討された。その結果，法制度化は見送りとなったが，財源面での確固とした措置が講ぜられこの種被害の発生に対応した恒久的制度としての継続が実現した。

調査啓もう事業としては，昨年度製作した普及映画の貸し出し，公報紙の発行，各地での説明会を行うとともにオイルボール等の漂着状況実態調査，油濁被害補償額算定事例調査，養殖のりに対する油濁の影響調査を実施し，その調査結果を関係方面に配布し啓もう普及に努めた。

1. 漁場油濁による漁業被害救済事業

昭和51年4月下旬駿河湾沖合から遠州灘へかけて油塊が潮目に漂流し，折から盛漁期を迎えた静岡県下かつお曳縄漁船に生産減の深刻な打撃を与えた。一部

は沿岸へ打寄せしらす地曳網・船曳網に被害をもたらした。6月には流出油が広島県下のあさり漁場をおおい、7月にはオイルボールが高知県土佐湾の大型定置網に混入した。

秋季、のり養殖業の時期に入るや千葉県木更津地区を皮切りに伊勢湾、瀬戸内海の各地で52年3月の終漁期まで油濁被害が続いた。とくに愛知県常滑地区では4ヶ月間に6回もの油濁事故が続発し、不法投棄者への怒りの声が高まった。漁業被害の総件数は15件となった。

これらの地区のうち千葉県木更津地区、愛媛県魚島・津倉地区、愛知県常滑地区、山口県小野田地区には地方審査会が設置され、被害額認定に必要な基礎資料の調査収集、検討が進められその結果が中央審査会へ報告された。

以上の漁業被害に関する救済金の認定被害総額は172,689,608円となり、各事故の認定被害額に応じ仮払金を交付、52年5月17日支払備金により全額を精算交付した。

ここで過去2年間において発生し、当基金の救済の対象となった漁場油濁の態様をまとめてみると、まず第1にのり養殖業の被害、第2に根付資源の被害、第3に沖合漁業の被害の3つに大別できる。これらの漁業への油濁の影響を記すとおおむね次のとおりである。

(1) のり養殖業

(ア) のり養殖業は、沿岸域に畠のようにひびが浮設され、極めて油の被害を受け易い。少量の汚染でも直ちに商品価値を喪失する。

(イ) 漁期はおおむね10月に始まり、漁期当初は値も高いので漁期初めに被害を受けると影響は大きい。とくに年末には正月をひかえて生産のピークを呈する。年末から1月・2月の寒冷期が最盛期となるが千葉木更津地区、山口県小野田地区、宇部地区、愛知県常滑地区等はその時期にあたり甚大な被害となった。

(ウ) のり養殖業の油濁はのり原藻の汚染は勿論、網ひび、ロープ、支柱等の施設の汚染が伴う。汚染されたこれら施設の再使用は汚染再発の危険のため通常廃棄、取替えることとなる。

(㉔) 乾のりは組合の共販組織に乗り入札販売される。価格は製品の作柄，相場の変動により微妙に上下動する。油濁被害が発生すれば生産物や施設の廃棄のみに止まらず，爾後の同地域や周辺無被害漁場の生産物の価格形成に悪影響を及ぼす。

(2) 根付資源

(㉕) 根付資源は沿岸部に棲息又は着生するため油が漂着すれば死滅するほか，爾後の発生，育成に障害をきたすなど影響は計り知れないものがある。

(イ) また，海岸は漁船の上げ下ろしや藻類収穫物の天日干しに使われる。油で汚染されれば当然にこれらの活動が不能となり生産が阻害される。

(ウ) 従って，海岸に漂着した油は迅速にこれを除去しなければならない。いったん海岸に打上った油も放置すれば高波によって再流出する恐れがある。

(㉖) このため海岸の清掃は組合指令の下に人海戦術で一斉に行なわれるが，そのため資源の採取時期が遅延するなどの被害をこうむっている。

(㉗) 岩のり漁業は冬期天然に発生したものを組合管理下に温存し，日を決めて一斉に収穫する。一回限りの生産であるため，油により全滅すればその年の収穫は零となり漁民は収入の抛りどころを失うこととなる。

(3) 沖合漁業

(㉘) かつお曳縄漁業は潮目に集ったかつおを取るため，海上に疑餌鉤を曳航する。一方，油も潮目に集中するため船体・漁具の汚染，漁場移動等のための漁獲減，休漁等の被害が発生する。

(イ) かつお曳縄漁業は，静岡県下一円に存在し駿河湾口沖合から遠州灘沖合にかけて春～夏に一斉に操業する。また，出漁船は静岡船に限らず三重，和歌山，高知等からもその期間蛸集操業するため，被害は広範囲かつ甚大なものとなる。

(ウ) しらす船曳網漁業は，静岡県下で年間約 8 億円の水揚げがあり生産性の高い漁業である。漁獲したしらすは煮熟して乾燥するが，煮熟の際油の粒子が一寸でもはれば忽ち油臭が全部に拡がり，商品価値がなくなる。従って油濁の悪影響は底知れぬものがある。

(㉙) 定置網，まき網漁業の漁獲物に油が混入すれば，揚網時漁獲物は汚染する

ので廃棄の他はない。

2. 漁場油濁の防除・清掃事業

昭和51年度中に漁場油濁が発生し防除・清掃事業として認定された件数は、65件に及んだ。四季を通じて発生した前述の漁業被害に伴って実施された防除・清掃事業のほか、北は北海道から南は沖縄まで全国各地において、オイルボール或は流出油の漂流・漂着に伴う防除・清掃事業が数多く実施された。本年度は特に夏季から秋季にかけ鹿児島県薩南諸島、沖縄県沖縄諸島・先島諸島等のいわゆるオイルボールの常襲地帯の清掃事業が頻繁に実施された。

以上の内訳をみるとオイルボールの海浜部漂着に伴うもの40件、漂流油の海浜部漂着等のもの12件、漁業被害発生に伴うもの13件があげられる。オイルボールの漂着に伴うものが圧倒的に多いが、これらは下記〔オイルボールによる油濁の影響〕の理由から放置できず、漁協を中心とした防除・清掃事業が行なわれるものである。下記〔オイルボールによる油濁の影響〕中(ア)及び(イ)の点からもオイルボール等の漂着により、目に見えない漁業への悪影響・被害が潜在していることが多分に予想される。

防除・清掃事業の年度区分は、昭和51年1月1日から同年12月末日までの発生の事故とされているので、認定助成金の交付は12月30日発生の千葉県富津地区の事故までとなった。その間の認定助成総額は89,357,510円となり、各事故の認定助成額に応じて仮払金26,046,000円を交付、最終的には3月28日認定助成額を精算交付した。

〔オイルボールによる油濁の影響〕

- (ア) オイルボールが、例えば沖縄島の南部海岸のように砂浜といわず岩礁地帯といわず打ち寄せられ、太陽熱によってとけて底質にしみ込み或はベトトリと付着すれば、潮間帯にある海浜生物は被覆され死滅してしまう。
- (イ) 現に生存している生物を死に至らしめるのは勿論、①動物の移動を妨げる、②動物の餌となる微小な藻類の着生・生長を阻害する、③動物の幼生の着生や

海藻類の胞子の着生を妨げる等の影響がある。

- (ウ) 直接的な被害例として高知県では定置網に流入し、水揚げの際魚捕部に濃縮された油が魚の騒じょうにより魚体に付着し廃棄のほかなかった。油濁の薄い魚体の洗浄を試みたが、えら等に浸透した油の湧出により結局商品化できなかった。
- (エ) 微粒子でさえも静岡県下の例にみるように、しらす船曳網の中に混入し製品化のためしらすを煮熟すれば忽ち油臭が全部に拡がり、商品価値は零となる。
- (オ) 上記のことは最も漁業被害発生の頻度の高いのり養殖業についてもいえる。知らずして製品化した乾のりの中に一点の油痕でも認められれば返品廃棄のほかなく、かつ、同地区出荷の大量ののり製品は価格は下落し、相場の回復まで多大の影響をこうむることになる。
- (カ) 海浜部汚染による物理的な悪影響として①藻類収穫物の天日干し、②網具の乾燥③漁撈作業の一環となる漁船の上げ下し等が不自由となり、漁業の生産活動が著しく阻害される。

3. 油場油濁防止に関する調査啓もう事業

(1) オイルボール等の漂着状況実態調査

海上保安庁で発表された「廃油ボール汚染の実態について」記載の全国27調査箇所及びその他汚染の恐れのある地域における漂着オイルボール等の現地の実状を明らかにすべく、関係都道府県漁業協同組合連合会を通じ調査を実施した。

調査に併せ漂着しているオイルボール等を発見し放置すれば再流出して漁業被害を生ぜしめる恐れのあるものについては、関係漁協において防除・清掃事業を行った。

調査結果については、とりまとめのうえ関係方面へ配布した。

(2) 油濁被害補償額算定事例調査

当基金の定める認定基準については、より実態に則応した適正妥当なものへの改訂が必要とされているところである。そこで既往の油濁被害補償事例につ

いて被害補償額に係る算定事項を調査検討し、基準改訂に資することを目的とした調査を行った。

調査は学識経験者からなる調査委員会を組織し、漁業の種類別に全国の既往の油濁被害補償事例の中から代表事例を抽出し、文献の入手・調査・整理・分析・考察を行った。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(3) 養植のりに対する油濁の影響調査

漁業被害の大宗を占める養植のりに関し、その生育段階における油濁の影響を明らかにし被害額の認定と関係漁業者の漁場油濁被害の防止に資するため、既往の文献・実験事例等を調査収集し内容の整理検討を行い、漁業者向けの平易な解説を内容としたレポートを作成配布の予定である。

養植のりの漁期の関係から調査は52年度に跨り未了であるが、学識経験者からなる調査検討委員会において目下鋭意調査検討が進められている。

(4) 公報普及活動について

(ア) 昨年度水産庁委託により作成した映画“かけがえのない海”〈油汚染と生物〉を関係方面へ貸し出し啓もう普及に努めた。

(イ) 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を2回に亘り作成し、関係方面へ配布した。

今回はとくに漁場油濁被害申請書様式記入例を掲載し、全国の漁協へ直送し申請事務の円滑化を図った。

(ウ) 油濁被害救済事務の徹底しにくい離島において漁協等を対象に説明会を行った。

(エ) 当基金の新制度移行に伴い年度末全国都道府県漁連公害担当者による打合会を催し、制度化問題の経過報告・現行制度の改善事項等について趣旨の徹底と意見の聴取及び協力方の依頼を行った。

参 考

漁場油濁被害発生件数月別一覧表

月 別 区 分	51												52			計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	期 間	件 数
漁業被害	4	1	—	2	—	1	2	—	—	—	—	4	1	2	3	51/1~51/12	14
															□	51/4~52/3	15
防除清掃	6	2	4	2	1	2	4	2	4	8	8	11	7	8	8	51/1~51/12	54
											○					51/4~52/3	65
計	10	3	4	4	1	3	6	2	4	8	8	15	8	10	11	51/1~51/12	68
	(4)	(1)		(1)		(1)	(1)					(4)	(1)	(2)	(3)	51/4~52/3	(12) 80 (13)

- 注 1. ()内の数字は漁業被害と防除清掃との重複（併発）のもの
 2. ○内の数字は被害額認定後原因者判明のもの（内数）
 3. □内の数字は被害額が少額のため救済の対象にならなかったもの
 （内数）

Ⅲ 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

区分 回数	日時・場所	出席委員	被害地区名	審議結果	摘 要
51年度 第4回	5.1.12.15 10時30分から 千代田区内神田 鎌倉河岸ビル 会議室	岩崎、浜崎 青柳、八重尾 斉藤、間部 石井、角脇 成田（順不同、 敬称略）	（防除・清掃関係） 千葉県富津地区 北海道大津地区 佐賀県玄海地区 宮城県七ヶ浜地区 沖縄県糸満地区 千葉県木更津地区	北海道大津地区、宮城県七ヶ浜地区、千葉県木更津地区について①労務費及び漁船用船費の単価の削減、②常勤役員の労務費の削除の理由によりそれぞれ該当する若干の減額があったほか申請どおり認定された。	（指摘意見） 1. オイルボール等の漂着によってどのような漁業被害の発生恐れがあるか、申請書への明記。 2. 通報した海上保安部署等の申請書への明記。 3. 事故発生から清掃着手までの期間が長期に亘る時の理由と実態のチェック。 4. 回収した油（砂利・ゴミ混じりのものも含め）の量の申請書への明記。 5. 防除・清掃を実施した結果、どのような効果があったか、申請書への明記。
51年度 第5回	5.2.1.29 10時30分から 千代田区内神田 鎌倉河岸ビル 会議室	岩崎、浜崎 青柳、八重尾 杉森、間部 斉藤、石井 早川、成田 （順不同、敬 称略）	（防除・清掃関係） 長崎県対馬地区 岡山県下津地区 長崎県下津地区 東京都神津島地区 宮崎県宮崎地区 高知県室戸地区 高知県土佐清水地区 岡山県大飛鳥地区 広島県走鳥地区 沖縄県糸満地区 東京都三宅島地区 沖縄県本部地区 和歌山県雑ヶ崎地区 岡山県大飛鳥地区 鹿児島県種子島地区 " 奄美大島地区 " 十島村地区 沖縄県宮古島地区	長崎県対馬地区及び沖縄県宮古島地区について①労務費の単価の削減、②組合経費の削除の理由によりそれぞれ該当する若干の減額があったほか申請どおり認定された。	
51年度 第6回	5.2.2.26 9時から 那覇市 ホテル富貴苑 会議室	岩崎、浜崎 青柳、八重尾 杉森、間部 斉藤、石井 早川、成田 （順不同、敬 称略）	（防除・清掃関係） 鹿児島県徳之島地区 山口県下関地区 千葉県木更津地区 島根県太田地区 " 出雲地区 和歌山県下津地区	申請どおり認定された。	（指摘意見） 1. 認定時における原因者不明に係る海上保安部署への確認方法。 2. 漁業被害の労賃部分と防除・清掃費の労務費部分との重複部分の控除の適否。

区分 回数	日時・場所	出席委員	被害地区名	審議結果	摘 要
51年度 第7回	5.2.3.18 10時30分から 千代田区内神田 鎌倉河岸ビル 会議室	岩崎, 浜崎 青柳, 八重尾 石井, 早川 角脇, 成田 (順不同, 敬 称略)	(漁業被害, 防除・清掃関係) 千葉県木更津地区 千葉県魚島地区 愛知県常滑地区 千葉県富津地区 愛媛県津倉地区 (防除・清掃関係) 和歌山県広川地区 千葉県保田地区	千葉県木更津地区, 愛媛県魚島地 区, 愛知県常滑地区, 千葉県富津 地区, 愛媛県津倉地区について, ① 漁業被害の労賃部分と防除・清掃 費の労務費部分との重複分の控除, ②のり養殖業の被害期間見込生産 数量の削減, ③冷蔵種網代の修正 ④漁船用船費の単価の削減, の理 由によりそれぞれ該当の減額があ ったほか, 申請どおり認定された。	(指摘事項) 1. のり養殖業の冷蔵種網代につ いての原価計算方式の統一。 2. 生産必要経費についての同様 な方式の統一。 3. 被害期間に相当する過年度実 績等のとり方。 4. 冷蔵種網(替網)に係る救済 のあり方。
52年度 第1回	5.2.4.13 千代田区内神田 コープビル 会議室	岩崎, 浜崎 青柳, 八重尾 斎藤, 杉森 間部, 早川 角脇, 成田 (順不同, 敬 称略)	(防除・清掃関係) 福岡県北九州地区 鳥取県出雲地区(追加) 山口県萩地区 沖縄県糸満地区 東京都式根島地区 沖縄県本部地区 東京都神津島地区 鹿児島県大島地区	福岡県北九州地区について労務費 の単価の削減の理由により減額が あったほか, 申請どおり認定され た。	(認定の取り消し) 5.2.1.2.9の第5回中央審査会で 認定された広島県走島地区の防除・ 清掃助成額については, 2月15 日原因者が判明し申請の取り下げ があったので, 検討された結果, 認定を取り消すこととなった。
52年度 第2回	5.2.5.6 千代田区内神田 鎌倉河岸ビル 会議室	岩崎, 浜崎 青柳, 八重尾 斎藤, 杉森 間部, 石井 早川, 角脇 成田(順不同 敬称略)	(漁業被害, 防除・清掃関係) 山口県小野田地区 愛知県常滑地区(2/24発生) " " (3/5発生) 兵庫県神戸西部地区 岡山県笠岡地区 (防除・清掃関係) 愛知県常滑地区(3/14発生) 福井県敦賀地区	山口県小野田地区, 愛知県常滑地 区, 兵庫県神戸西部地区について ①のり原藻廃棄分の通常価格の修 正, ②漁業被害の労賃部分と防除・ 清掃費の労務費部分との重複分の 控除, ③通常価格から販売手数料 分の控除, ④実績不明のための生 産数量の削減の理由によりそれぞ れ該当の減額があったほか, 申請 どおり認定された。その結果, 岡 山県笠岡地区の漁業被害は50万 円を下廻り救済の対象とならな かった。	(指摘事項) 1. 漁業被害の認定額が1件につ き50万円を下廻るものの, 問 題について論議された結果, 今 後もこの種小規模の被害の発生 が多分に予想されるので, 業務 方法書の一部改正に当り要検討 とされた。 2. 廃棄のり網の資材費算定方式 の統一。

Ⅳ 地方漁場油濁被害等認定審査会の設置

昭和51年度発生した漁場油濁被害のうち、被害が広域かつ規模大なるものについては、急拠現地に地方審査会が設置され、被害額認定に必要な基礎資料の調査収集検討が鋭意進められ、その結果が中央審査会に報告された。

地方審査会が設置された地区別委員氏名、開催状況等次のとおり。

1. 静岡県駿河湾遠州灘地区

職 名	氏 名	開 催 状 況
東海大学海洋学部教授	岡 部 史 郎	年月日 5 1.5.2 5
静岡県農業水産部水産課長	高 橋 政 行	5 1.6.1 8
〃 水産試験場長	山 崎 浩	5 1.7.1 2
〃 生活環境部水質保全課長	沢 昌 一	場 所
静岡県商工会議所連合会専務	沖 和 雄	静岡県水産会館
石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部長	勝 谷 時 雄	委員長 岡 部 史 郎
海洋圏研究所長	小 網 汪 世	被害漁業種類
静岡県漁業共済組合参事	佐 野 音 彦	かつお曳縄漁業
〃 信用漁業協同組合連合会専務	内 野 芳 雄	しらす地曳網漁業
〃 漁業協同組合連合会常務	関 野 政 夫	しらす船曳網漁業

2. 愛媛県魚島・津倉地区

職 名	氏 名	開 催 状 況
愛媛県漁業協同組合連合会専務	重 見 鬼	年月日 5 1.1 2.2 7
〃 農林水産部水産課長	桑 村 則 正	5 2. 1.1 8
〃 生活環境部公害課長	熊 野 盛 光	5 2. 2.1 5
〃 水産試験場長	津 田 武 男	場 所
〃 信用漁業協同組合連合会専務	大 元 勝 美	愛媛県水産会館
〃 漁業操業安全協会事務局長	渡 辺 精 一 郎	委員長 重 見 鬼
〃 漁業共済組合参事	納 富 巖	被害漁業種類
〃 海上保安協会今治支部長	村 瀬 寅 男	のり養殖業
伯地区海運協同組合参事	土 井 辰 二	
愛媛県商工会議所連合会専務	米 田 栄 一 郎	

3. 千葉県木更津・富津地区

職 名	氏 名	開 催 状 況
千葉県水産部次長	吉 田 耕一郎	年月日 5 2.1.1 4 /
〃 漁政課長	山 口 和 男	5 2.2. 7 /
〃 環境部水質保全課長	荒 賀 泰 太	5 2.2.2 3
〃 水産試験場長	高 柳 健	場 所
千葉県漁業協同組合連合会専務	藤 山 賢	千葉県水産水道会館
〃 漁業共済組合常務	中 村 三 男	委員長 吉 田 耕一郎
千葉大学理学部長	沼 田 真	被害漁業種類
千葉県海区漁業調整委員	佐久間 清	のり養殖業
京葉地帯経済協議会専務	関 諭	
東京湾海難防止協会千葉支部長	小 林 恒 治	
信濃達 専	望原 太郎	

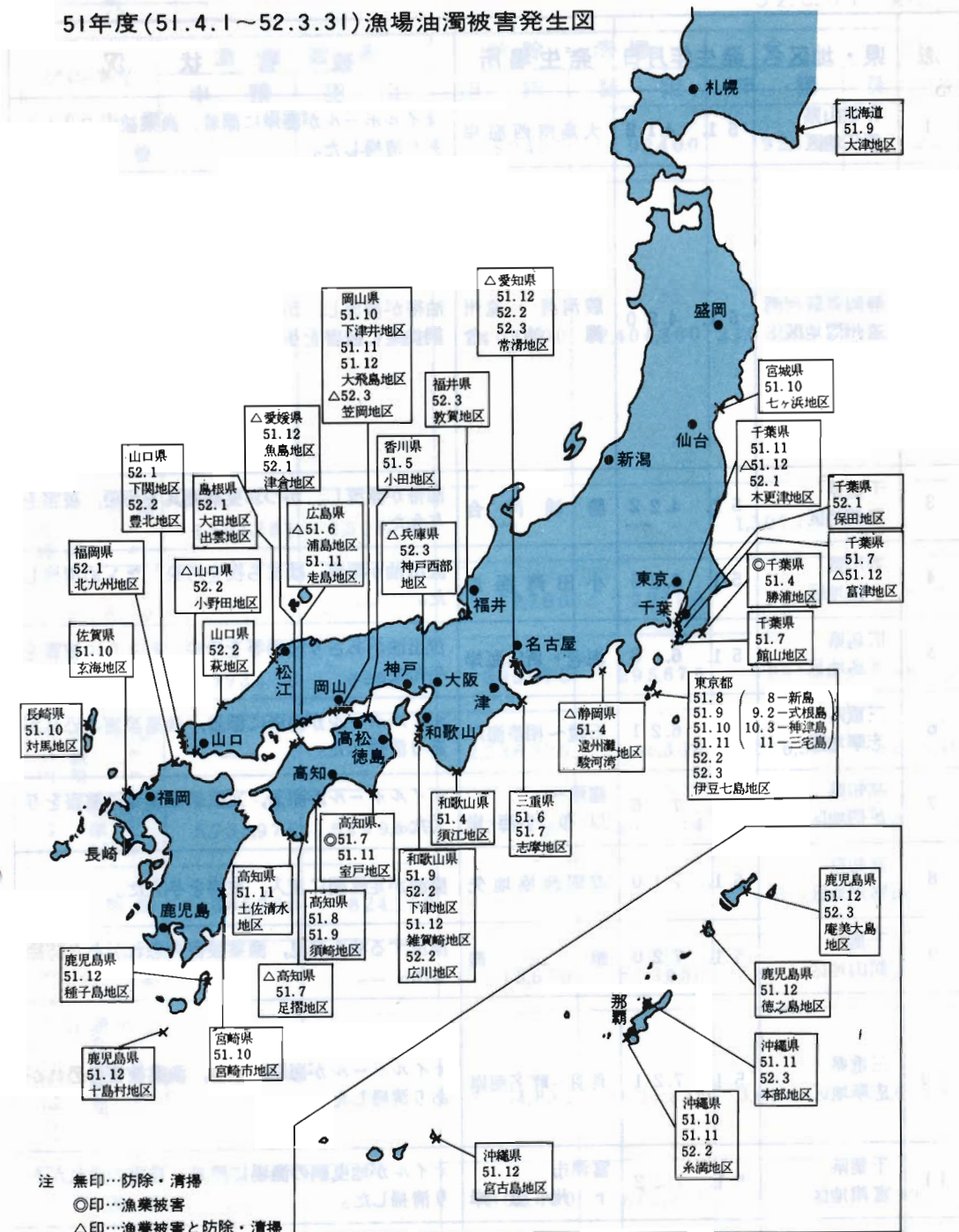
4. 愛知県常滑地区

職 名	氏 名	開 催 状 況
愛知県農林部水産課長	中 村 良 二	年月日 5 2.1.1 7
〃 環境部水質課長	加 藤 正	5 2.2. 1
〃 知多事務所水産課長	藤 本 忠 国	5 2.2.1 4
愛知県漁業協同組合連合会会長	水 越 幸 雄	5 2.3.3 0
〃 〃 参事	山 本 竹 秋	5 2.4.1 9
〃 漁業共済組合参事	磯 貝 新太郎	場 所
全国漁業協同組合連合会 海苔海そう類養殖研究センター所長	田 村 静 夫	愛知県水産会館
愛知県水産試験場長	吉 見 吉 夫	委員長 中 村 良 二
三重大学水産学部助教授	喜 田 和四郎	被害漁業種類
名古屋海運懇話会会長 (日本郵船K・K 名古屋支店長)	横 田 俊 介	のり養殖業
海水油濁処理協力機構知多支部 (出光興産K・K 知多製油所副所長)	永 島 直 則	

5. 山口県小野田地区

職 名	氏 名	開 催 状 況
山口県水産部次長	瀬 戸 昭三郎	年月日 5 2.3.3 0
〃 〃 漁政課長	中 野 剛 輔	場 所 山口県漁連ビル 委員長 瀬 戸 昭三郎 被害漁業種類 のり養殖業
〃 環境部公害対策課長	佐 崎 村 雄	
〃 水質審議会会長	松 井 魁	
南西海区水産研究所増殖課長	斉 藤 雄之助	
山口県内海水産試験場長	井 上 泰	
宇部興産K・K宇部窒素工場総務部副部長	東 谷 正 三	
宇部開門海成油災害対策協議会委員 (西部マリンサービスK・K 常務取締役)	早 瀬 伸	
山口県漁業共済組合専務	深 江 貫 一	
〃 漁業協同組合連合会専務	木 村 博	
〃 〃 参事	浜 村 博	

51年度(51.4.1~52.3.31)漁場油濁被害発生図



注 無印…防除・清掃
 ◎印…漁業被害
 △印…漁業被害と防除・清掃

Ⅱ 51年度漁場

№	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
1	和歌山県 須江地区	5 1. 4. 1 2	大島南西海岸	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
2	静岡県駿河湾 遠州灘地区	5 1. 4. 2 0	駿河湾・遠州 灘 沖 合	油帯が漂流し，かつお曳縄，しらす船曳，地曳網漁業に被害を与えた。
3	千葉県 勝浦地区	5 1. 4. 2 2	勝 浦 沖 合	油帯が漂流し，かつお曳縄漁具を汚染，被害を与えた。
4	香川県 小田地区	5 1. 5. 2 5	小 田 湾 海 岸	流出油が漂流，はまち筏を汚染したため清掃した。
5	広島県 浦島地区	5 1. 6. 3	海老・新田海岸	流出油があさり漁場等を汚染，あさりに被害を与えた。
6	三重県 志摩地区	5 1. 6. 2 1	石鏡～相差海岸	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
7	高知県 足摺地区	5 1. 7. 6	窪津～ 以布利海岸	オイルボールが漂着，定置網漁業等に被害を与えた。
8	高知県 室戸地区	5 1. 7. 1 0	高岡漁協地先	廃油が定置網に流入，被害を与えた。
9	千葉県 館山地区	5 1. 7. 2 0	館 山 湾	漂流する油を発見，漁業被害の恐れがあり防除した。
10	三重県 志摩地区	5 1. 7. 2 1	鳥羽～畔名海岸	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
11	千葉県 富津地区	5 1. 7. 2 2	富津市 下 州 海 岸	オイルが地曳網の漁場に漂着，被害の恐れがあり清掃した。
12	東京都 伊豆七島地区	5 1. 8. 4	新 島 海 岸	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。

油濁被害状況

52.3.31 現在

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
須江漁協	—	—	92,400	92,400	92,400	92,400
下田市漁協 南伊豆町〃 松崎町〃 仁科浜〃 田子〃 地頭方〃 御前崎〃 福田町〃 浜名〃 田子の浦〃 沼津我入道〃	18,626,047	17,473,388	2,404,300	2,404,300	21,030,347	19,877,688
川津漁協 豊浜〃 勝浦〃	1,507,781	1,507,781	—	—	1,507,781	1,507,781
小田漁協	—	—	72,700	72,700	72,700	72,700
浦島漁協	693,450	693,450	295,675	295,675	989,125	989,125
相差漁協 石鏡〃 国崎〃	—	—	2,236,300	2,236,300	2,236,300	2,236,300
以布利漁協 窪津〃 中村〃	5,733,975	5,449,495	1,772,044	1,772,044	7,506,019	7,221,539
高岡漁協	866,860	824,169	—	—	866,860	824,169
館山船形漁協	—	—	813,650	813,650	813,650	813,650
和具浦漁協 菅島〃 石鏡〃 国崎〃 相府〃 相国〃 甲賀〃 志島〃	—	—	3,634,835	3,634,835	3,634,835	3,634,835
下洲漁協	—	—	802,000	802,000	802,000	802,000
新島漁協 若郷〃	—	—	1,020,020	1,020,020	1,020,020	1,020,020

№	県・地区名	発生日月日	発生場所	被害状況
13	高知県 須崎地区	5 1. 8. 9	池ノ浦海岸	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
14	高知県 須崎地区	5 1. 9. 1 3	池ノ浦海岸	〃
15	和歌山県 下津地区	5 1. 9. 1 4	戸坂海岸	漂流する油を発見，漁業被害の恐れがあり防除・清掃した。
16	東京都 伊豆七島地区	5 1. 9. 1 5	式根島海岸	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
17	北海道 大津地区	5 1. 9. 2 7	十勝郡浦幌町 厚内オコッペ地先	タール状の廃油が定置網漁業に流入，被害の恐れがあり清掃した。
18	佐賀県 玄海地区	5 1. 1 0. 8	姫島沖合	漂流するスラッジを発見，漁業被害の恐れがあり防除した。
19	長崎県 対馬地区	5 1. 1 0. 1 0	美津島町 東海漁協地先	オイルボールが漂着，根付漁業に被害の恐れがあり清掃した。
20	宮城県 七ヶ浜地区	5 1. 1 0. 1 4	七ヶ浜町 要害漁協地先	のり漁場と船溜に重油が漂着，被害の恐れがあり防除・清掃した。
21	岡山県 下津井地区	5 1. 1 0. 1 5	倉敷市 下津井地先	のり種付漁場にビルジが流入，のり網を汚染したため清掃した。
22	沖縄県 糸満地区	5 1. 1 0. 2 6	糸満漁協地先 大渡海岸	オイルボールが海岸一面に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
23	長崎県 対馬地区	5 1. 1 0. 2 7	西部漁協地先	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
24	東京都 神津島地区	5 1. 1 0. 2 9	前浜海岸一带	オイルボールが大量に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
25	宮城県 宮崎市地区	5 1. 1 0. 3 0	宮崎市港内外	流出油が漂着，直ちに防除したが船曳網に被害を与えた。
26	千葉県 木更津地区	5 1. 1 1. 1 0	牛込漁協地先	油帯がのり漁場に漂着，被害の恐れがあり，直ちに防除した。
27	高知県 室戸地区	5 1. 1 1. 1 3	室戸市高岡， 三津，椎名地先	オイルボールが海岸に漂着，定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
28	高知県 土佐清水地区	5 1. 1 1. 1 3	土佐清水市 窪津地先	〃
29	岡山県 大飛島地区	5 1. 1 1. 1 4	神島地先	油帯がのり漁場に漂流，被害の恐れがあり，直ちに防除した。

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
池ノ浦漁協	—	—	110,950	110,950	110,950	110,950
池ノ浦漁協	—	—	163,377	163,377	163,377	163,377
戸坂漁協	—	—	353,750	353,750	353,750	353,750
式根島漁協	—	—	374,600	374,600	374,600	374,600
大津漁協	—	—	160,000	125,600	160,000	125,600
妙見漁協	—	—	325,000	325,000	325,000	325,000
日の出漁協 東海 "	—	—	828,310	816,060	828,310	816,060
要害漁協 東宮浜 "	—	—	2,174,400	2,173,850	2,174,400	2,173,850
備南漁協 第一下津井 " 下津井 "	—	—	925,350	925,350	925,350	925,350
糸満漁協	—	—	489,505	489,505	489,505	489,505
西部漁協	—	—	313,732	313,732	313,732	313,732
神津島漁協	—	—	978,500	978,500	978,500	978,500
宮崎市漁協	—	—	237,600	237,600	237,600	237,600
牛込漁協	—	—	281,820	227,820	281,820	227,820
椎名漁協 三津 " 高岡 "	—	—	1,804,938	1,804,938	1,804,938	1,804,938
以布利漁協 窪津 "	—	—	1,066,092	1,066,092	1,066,092	1,066,092
神島外漁協	—	—	42,300	42,300	42,300	42,300

№	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
30	広島県 走島地区	5 1. 1 1. 1 9	走島漁協地先	油帯がのり漁場に漂流, 被害の恐れがあり直ちに防除した。
31	沖縄県 糸満地区	51. 1 1. 2 7	糸満地先	オイルボールが海岸一面に漂着, 漁業被害の恐れがあり清掃した。
32	東京都 三宅島地区	51. 1 1. 2 8	三宅島海岸	オイルボールが大量に漂着, 漁業被害の恐れがあり清掃した。
33	沖縄県 本部地区	51. 1 1. 2 8	本部地先	オイルボールが海岸一面に漂着, 漁業被害の恐れがあり清掃した。
34	鹿児島県 種子島地区	51. 1 2. 2	種子島海岸	〃
35	岡山県 大飛島地区	51. 1 2. 2	神島地先	〃
36	和歌山県 雑賀崎地区	51. 1 2. 2	有田川沖合	廃油が漂流, 漁業被害の恐れがあり直ちに防除した。
37	鹿児島県 奄美大島地区	51. 1 2. 4	宇検漁協地先	オイルボールが海岸一面に漂着, 漁業被害の恐れがあり清掃した。
38	鹿児島県 十島村地区	51. 1 2. 6	吐葛喇列島地先	〃
39	沖縄県 宮古島地区	51. 1 2. 8	池間地先	〃
40	千葉県 木更津地区	51. 1 2. 1 4	牛込漁協地先	流出油がのり漁場に流入, のり養殖業に被害を与えた。
41	鹿児島県 徳之島地区	51. 1 2. 1 5	徳之島・沖之永良部島地先	オイルボールが海岸一面に漂着, 漁業被害の恐れがあり清掃した。
42	愛媛県 魚島地区	51. 1 2. 1 6	高井神島地先	流出油がのり漁場に流入, のり養殖業に被害を与えた。
43	愛知県 常滑地区	51. 1 2. 2 2	鬼島漁協地先	〃
44	千葉県 富津地区	51. 1 2. 3 0	富津市地先	〃

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
走島漁協	—	—	(460,350)	(460,350)	—	—
糸満漁協	—	—	3,228,880	3,228,880	3,228,880	3,228,880
三宅島漁協	—	—	923,770	923,770	923,770	923,770
本部漁協	—	—	3,188,000	3,188,000	3,188,000	3,188,000
西元表市漁協 南種子町〃 中種子町〃	—	—	7,620,946	7,620,946	7,620,946	7,620,946
神島外漁協	—	—	73,000	73,000	73,000	73,000
箕島町漁協 雑賀崎〃	—	—	474,050	474,050	474,050	474,050
宇検村漁協	—	—	584,500	584,500	584,500	584,500
十島村漁協	—	—	1,992,200	1,992,200	1,992,200	1,992,200
平良市漁協 池間〃	—	—	4,115,595	4,107,720	4,115,595	4,107,720
牛込漁協 金田〃	9,073,234	8,331,285	7,823,550	7,676,550	16,896,784	16,007,835
徳之島漁協 沖之永良部島〃	—	—	1,926,800	1,926,800	1,926,800	1,926,800
魚島漁協	10,991,788	10,598,288	959,048	959,048	11,950,836	11,557,336
鬼島漁協	40,336,216	36,566,824	1,305,030	1,305,030	41,641,246	37,871,854
青堀漁協 青堀南部〃 新井〃 富津〃	21,071,635	19,918,737	4,088,500	4,088,500	25,160,135	24,007,237

油濁基金だより

№	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
45	山口県 下関地区	5 2. 1. 7	長府沖合～ 豊浦郡	オイルボールが大量に海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
46	福岡県 北九州地区	5 2. 1. 8	若松～芦屋地先	オイルボールが海岸一面に漂着，漁業に被害の恐れがあり清掃した。
47	愛媛県 津倉地区	5 2. 1. 9	津倉漁協地先	流出油がのり漁場に流入，のり養殖業に被害を与えた。
48	千葉県 木更津地区	5 2. 1. 1 4	木更津漁協地先	流出油がのり漁場に流入するのを発見，防除した。
49	島根県 大田地区	5 2. 1. 2 2	五十猛漁協地先	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
50	島根県 出雲地区	5 2. 1. 2 9	大社町漁協地先	〃
51	山口県 豊北地区	5 2. 2. 7	和久漁協地先	〃
52	和歌山県 下津地区	5 2. 2. 9	戸坂漁協地先	〃
53	和歌山県 広川地区	5 2. 2. 1 5	唐尾漁協地先	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
54	山口県 萩地区	5 2. 2. 1 7	大島～大井浦 漁協地先	〃
55	山口県 小野田地区	5 2. 2. 2 4	小野田市地先	流出油がのり漁場に流入，のり養殖業に被害を与えた。
56	愛知県 常滑地区	5 2. 2. 2 4	鬼崎・大野 漁協地先	〃

油濁基金だより

№	県・地区名	発 生 年 月 日	発 生 場 所	被 害 状 況
57	東京都 式根島地区	5 2. 2. 2 8	式根島漁協地先	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
58	千葉県 保田地区	5 2. 1. 1 0	鋸南町八幡海岸	〃
59	沖縄県 糸満地区	5 2. 2. 2 6	糸満漁協地先	〃
60	沖縄県 本部地区	5 2. 3. 2	諸見・内花地先 本部漁協地先	〃
61	東京都 神津島地区	5 2. 3. 3	前浜海岸	〃
62	愛知県 常滑地区	5 2. 3. 5	鬼崎漁協地先	流出油がのり漁場に流入，のり養殖業に被害を与えた。
63	鹿児島 奄美大島地区	5 2. 3. 4	竜郷町海岸	オイルボールが漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
64	愛知県 常滑地区	5 2. 3. 1 4	大野，鬼崎地区	流出油がのり漁場に流入，漁業被害の恐れがあり防除した。
65	兵庫県 神戸西部地区	5 2. 3. 1 4	神戸港沖合	オイルボールがのり漁場に流入，のり養殖業に被害を与えた。
66	岡山県 笠岡地区	5 2. 3. 2 8	神島外漁協地先	廃油がのり漁場に流入，のり養殖業に被害を与えた。
67	福井県 敦賀地区	5 2. 3. 3 0	敦賀漁協地先	オイルボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり清掃した。
合計				

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
式根島漁協	—	—	303,750	303,750	303,750	303,750
鋸南町漁協	—	—	371,780	371,780	371,780	371,780
糸満漁協	—	—	2,579,400	2,579,400	2,579,400	2,579,400
伊是名漁協 本部漁協	—	—	1,783,750	1,783,750	1,783,750	1,783,750
神津島漁協	—	—	585,000	585,000	585,000	585,000
鬼崎漁協	4,192,358	3,984,044	4,094,650	4,094,650	8,287,008	8,078,694
竜郷町漁協	—	—	493,680	493,680	493,680	493,680
大野漁協 鬼崎漁協	—	—	552,000	552,000	552,000	552,000
神戸市漁協	593,564	560,986	49,500	49,500	643,064	610,486
神島外漁協	550,000	(206,775)	10,900	10,900	560,900	10,900
敦賀市漁協	—	—	245,010	245,010	245,010	245,010
	182,747,418	172,689,608	91,117,999	90,854,244	273,865,417	263,543,852

注 1. №30 広島県走島地区については、原因者が判明し申請書の取り下げがあり認定が取り消された。

2. №66 岡山県笠岡地区の漁業被害については、認定額が50万円を下回り救済金の支給の対象外とされた。